

広域連系系統等の作業停止計画 調整・確認結果について (2025・2026年度の年間計画)

2025年 3月 1日

電力広域的運営推進機関

1 年間作業停止計画の調整・確認について

2 年間作業停止計画の調整・確認結果

(1) 広域調整対象作業停止計画

a 調整・確認状況

b 調整案に対する申出状況及び不調件名

c 主要作業件名

(2) 一般送配電事業者調整対象作業停止計画

a 調整・確認状況

b 不調の解決に向けた対応の依頼状況

(3) 調整・確認結果

1 年間作業停止計画の調整・確認について

■ 広域機関が取りまとめ、確認、承認する作業停止計画

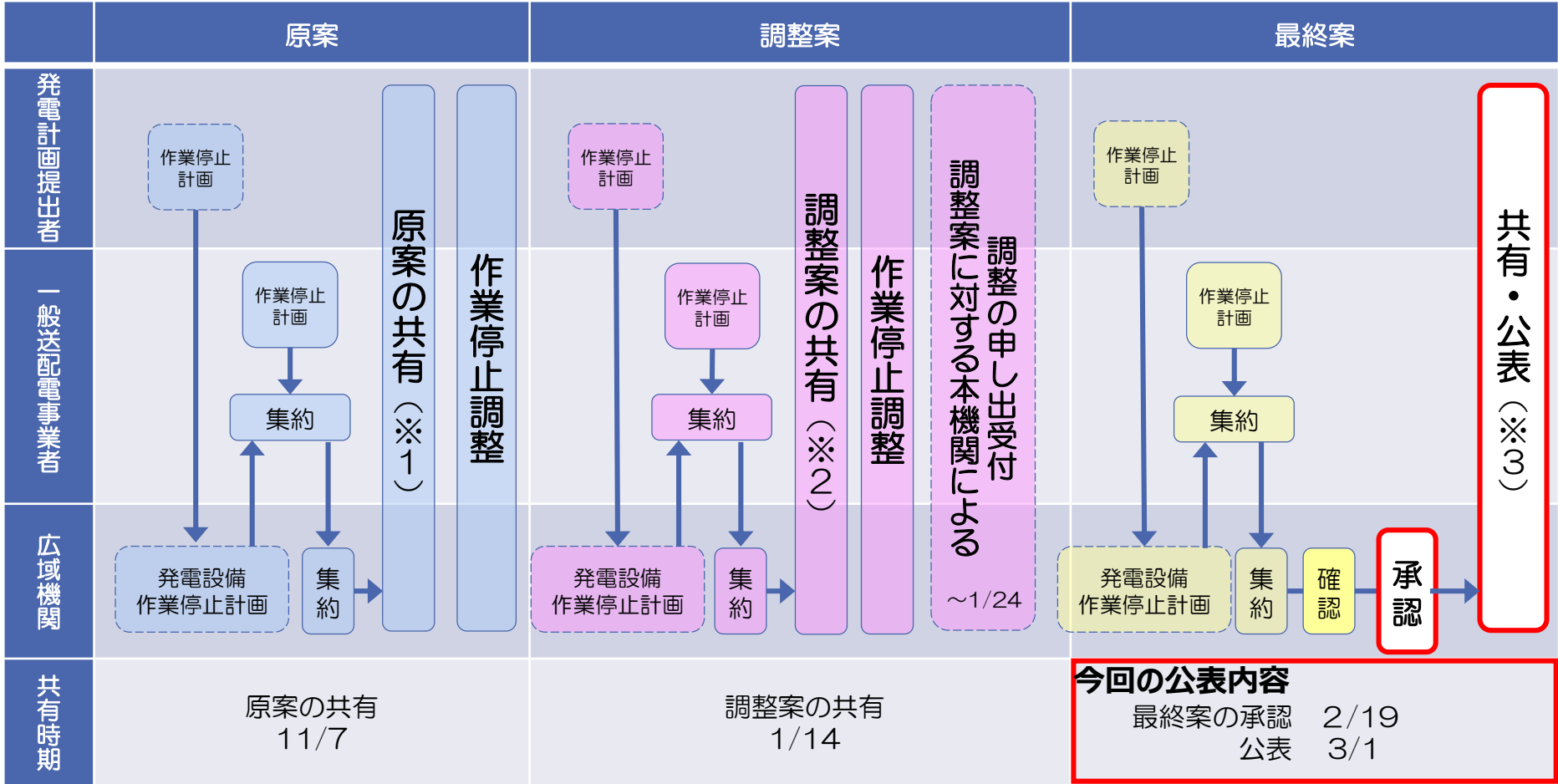
- 本機関は、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（広域連系系統等）の作業停止計画の取りまとめを行う（業務規程第156条第1項）
- 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表 1 1 - 2 で定める期日までに、これを確認の上、承認する。（業務規程第161条3項）

（今回の公表事項）

■ 作業停止計画の調整等

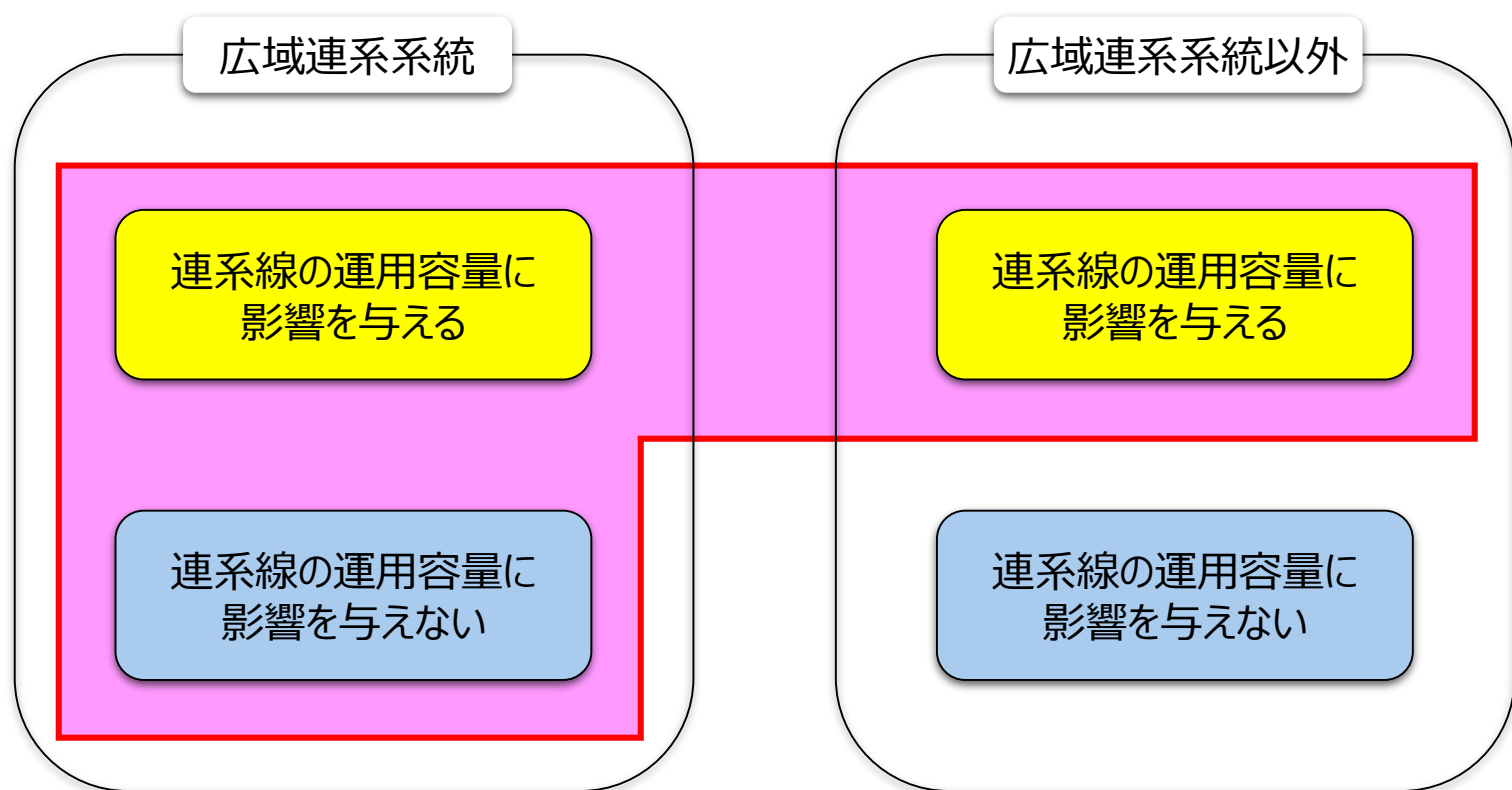
- 本機関は、①広域連系系統等のうち、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画の調整（広域調整対象作業停止計画）を行う。（業務規程第156条第2項）
- 一般送配電事業者は、②連系線の運用容量に影響を与えない電力設備の作業停止計画の調整（一般送配電事業者調整対象作業停止計画）を行う。（送配電等業務指針第229条）
- 本機関は、共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、発電計画提出者から再調整の申出があった場合は、再調整を行い、必要に応じて見直しを求める。
（業務規程第160条第2項）
- 本機関は、一般送配電事業者調整対象作業停止計画について、一般送配電事業者から不調の解決に向けた対応の依頼があった場合は、調整に向けた対応を行う。（業務規程第164条）

■ 原案受領から理事会承認後の公表に至る調整・確認フローは以下のとおり。



※1：広域連系系統等の作業停止計画原案を会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有（業務規程第157条第3項）
※2：広域連系系統等の作業停止計画調整案を会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有（業務規程第159条第3項）
（調整案に対して、発電計画提出者から本機関による作業停止調整を申し出る場合の申出期日を1/24として共有）
※3：広域連系系統等の作業停止計画を会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有（業務規程第162条第2項）
系統情報の公表（業務規程第168条）

- 広域連系系統等（広域機関が取りまとめ、確認、承認）
- ① 広域機関調整対象作業停止計画
- ② 一般送配電事業者調整対象作業停止計画



余 白

- 1 年間作業停止計画の調整・確認について
- 2 年間作業停止計画の調整・確認結果
 - (1) 広域調整対象作業停止計画
 - a 調整・確認状況
 - b 調整案に対する申出状況
 - c 主要作業件名
 - (2) 一般送配電事業者調整対象作業停止計画
 - a 調整・確認状況
 - b 不調の解決に向けた対応の依頼状況
 - (3) 調整・確認結果

- 広域調整対象作業停止計画について、送配電等業務指針第244条（作業停止計画の調整における考慮事項）の規定に基づき、下表のとおり、各項目の内容を確認し、停止時期や期間、同調作業停止の調整を実施した。
- その結果、以下の各項目について妥当なものと判断した。

送配電等業務指針に定める考慮事項 (第 2 4 4 条)	広域調整対象作業停止計画	
	主な確認ポイント	広域機関確認結果
1.公衆安全の確保	・ 作業の必要性 ・ 安全の確保（実施時期、作業期間等）	○
2.作業員の安全確保		
3.電力設備の保全		
4.作業停止期間中の供給信頼度	・ 各エリアにおける複数連系線の同時停止回避 ・ 同一停止区間の作業同調 ・ エリア需給状況を考慮した作業実施時期 ・ 重負荷期作業実施時の供給力、予備力	○
5.作業停止期間中の調整力		
6.作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力		
7.需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画		
8.発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避	・ 発電設備停止作業との同調 ・ 連系線の重潮流時期の回避	○
9.作業停止期間の短縮及び作業の効率化	・ 作業の内容、工程、工法 ・ 同一停止区間の作業同調	○
10.電気供給事業者間の公平性の確保	・ 発電出力抑制時の抑制箇所及び抑制量	○
11.複数の連系線の同時期の停止の回避	・ 各エリアにおける複数連系線の同時停止回避	○

- 2025年1月14日に共有した調整案に対し、発電計画提出者から本機関による再調整の申出（1月24日〆切）は無し。

項目	件数
調整案に対する再調整の申出	0件

- 広域調整対象作業停止計画について、不調件名は無し。

項目	件数
広域調整対象作業停止計画の不調件名	0件

余 白

11

【凡例】

□：連続作業

□ : 毎日作業・単日作業

：広域系統整備計画

制約箇所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道	北 本	5/24~6/7 北本七飯線1L 北本上北線1L 5/26~6/12 道南幹線1L 5/24 函館幹線1L 5/25 函館幹線2L	北本七飯線1L 北本上北線1L 道南幹線1L 函館幹線1L 6/26~27 函館幹線2L	①5/24~6/7 第1極 5/25,6/6~7 第2極 6/19~25 大野変電所	8/18~23,25~30 道南幹線2L 9/5~6,8~12,16~17 函館幹線1L 9/18~20,22~25 函館幹線2L	8/18~23,25~30 道南幹線2L 9/5~6,8~12,16~17 函館幹線1L 9/18~20,22~25 函館幹線2L	②8/18~31 帰線 8/18,31 第1極 8/31 上北変電所 10/26~11/12 道南幹線2L 11/17~18 道南幹線1L 11/19~23 函館幹線2L 11/24~30 函館幹線1L	③10/26~11/9 第2極 11/9 第1極 10/26~11/9 北本七飯線2L 北本上北線2L 11/19~23 函館幹線2L 11/24~30 函館幹線1L		12/1~4 函館幹線2L	1/19~23 函館幹線1L		
	新北本			①6/19~7/5	②7/18~8/3		③9/5~25	④10/4~24					
東北東京間		4/21~22 川内線1L 4/23~25 川内線2L				9/5~6 吾妻幹線1L 9/9~10 吾妻幹線2L 10/29~31 相模幹線1L 10/21~23 相模幹線2L 10/6~11 南いわき幹線2L 10/28~31 南いわき幹線1L	9/30~10/4 新福島3B 10/29~31 相模幹線1L 10/21~23 相模幹線2L 10/6~11 南いわき幹線2L 10/28~31 南いわき幹線1L		11/18~22 新福島4B 11/27~28 新福島1B		①2/27~7/24 西仙台MT1 ②3/12~4/30 相馬双葉幹線1L 2/28 いわき幹線1L 3/1 いわき幹線2L		
東京中部間	佐久間	①3/1~7/5 FC					②9/10~2027/4/30 FC						
	新信濃		①5/10~6/6 中信変全て北部系統切替	6/11~24 2FC 6/23 中信変全て北部系統切替		10/21~24 中信変全て北部系統切替	10/15~27 1FC 10/15~16 馬瀬北部1L		11/1~8 2FC 11/11~17 2号調相変圧器 11/1~3 高根馬瀬2L 11/4~7 高根馬瀬1L 11/1 馬瀬北部1L 11/2 馬瀬北部2L	12/6~8 SC1群 12/8~13 1号調相変圧器 12/6~7 中信変全て北部系統切替			
	東清水			6/10 2FC								①2/28~3/15 2FC	
	飛騨信濃	3/3~4/16 第2極		6/7 第1極			①9/1~8 第1極 ②9/18~25 第2極 9/1,8,18,25 双極					3/7~8 第1極	
中部関西間							①11/11~30 三重東近江1L・2L						
中部北陸間		4/7~14,23~24 BTB(交流連系)					①10/2~10 BTB	①11/11~30 BTB(交流連系)				3/13~4/1 BTB	
北陸関西間		4/7~14,23~24 越前嶺南線1,2L											
関西中国間			6/3~6 西播東岡山線1L 6/10~13 西播東岡山線2L 6/16~20 新岡山幹線2L 6/23~27 新岡山幹線1L	6/3~6 西播東岡山線1L 6/10~13 西播東岡山線2L 6/16~20 新岡山幹線2L 6/23~27 新岡山幹線1L	9/16~18 山崎智頭線1L 9/19~21 山崎智頭線2L	9/16~18 山崎智頭線1L 9/19~21 山崎智頭線2L	9/22~9/26 日野幹線1L 9/29~10/3 日野幹線2L	10/29~31 山崎智頭線1L 11/4~6 山崎智頭線2L 11/17~19 中国東幹線1L 11/20~22 中国東幹線2L		3/1~4 播磨西線1L 3/5~8 播磨西線2L 3/10~13 播磨西線1L 3/16~19 播磨西線2L			
関西四国間		2025/1/30~7/22 第1極 運用制約(上限14万kW)				系統連系試験				系統連系試験			
		①10/31~8/22 第2極				系統連系試験				①10/4~11/24 第2極			
中国四国間		11/9~6/20 本四連系線1L(事故復旧工事)								3/19~29 本四連系線2L 3/30~4/25 本四連系線1L			
中国九州間		4/7~9 関門連系線1L ②4/10~23 関門連系線2L	①5/9~22 関門連系線1L										

連系線		主な作業	調整内容
北海道本州間	北本	①②③：サイリスタバルブ定期点検ほか	・他直流設備停止との重複を回避
	新北本	①②③④：新北本架線工事	・冬季重負荷期を避けて実施
	東北東京間	①：三次GIS取替 ②：新設送電線の延緊線	・他連系線との重複を可能な限り回避 ・重負荷期を回避
東京中部間	佐久間	①②：佐久間東幹山線1,2L停止に伴う停止	・他直流設備停止との重複を可能な限り回避 ・新設・既設ルートの交差箇所があり、長期間の2回線停止が必要
	新信濃	①：信濃幹線GCB故障同形対策作業による系統信頼度確保	・他直流設備停止との重複を可能な限り回避 ・重負荷期を回避
	東清水	①：サイリスタバルブ点検他	・重負荷期を避けて実施。他直流設備停止との重複を回避
	飛騨信濃	①②：直流幹線がいし点検・がいし金具補修ほか	・他直流設備停止との重複を可能な限り回避
中部関西間		①：がいし取替工事ほか	・重負荷期を回避
中部北陸間		①：変圧器塗装	・重負荷期を回避
関西四国間		①②：制御保護装置更新、系統連系試験 ③：ポンピングプラント取替工事	・①②：他連系線との重複を可能な限り回避 ・③：重負荷期を回避
中国九州間		①②：送電線補修工事	・重負荷期を避け、天候安定期に実施

13

【凡例】

□：連続作業

□ : 毎日作業・単日作業

□ : 広域系統整備計画

[illegible]

連系線		主な作業	調整内容
北海道本州間	北本	①②③：サイリスタバルブ定期点検ほか	・他直流設備停止との重複を回避
	新北本	①②③：新北本架線工事 ④：第1極および共通装置改造	・①②③：冬季重負荷期を避けて実施 ・④：他直流設備停止との重複を可能な限り回避
東北東京間		①：三次GIS取替 ②：新設送電線の延緊線 ③：新福島（変）主変4号3次CT取替ほか	・他連系線との重複を可能な限り回避 ・重負荷期を可能な限り回避
東京中部間	佐久間	①：佐久間東幹山線1,2L停止に伴う停止	・他連系線との重複を可能な限り回避 ・新設・既設ルートの交差箇所があり、長期間の2回線停止が必要
	新信濃	①：電線張替工事 ②：TC取替工事	・①：山間部作業のため、冬季閉鎖期までに工事完了が必要 ・②：他連系線との重複停止の可能な限り回避
	東清水	①：サイリスタバルブ点検他	・重負荷期を避けて実施 ・他直流設備停止との重複を可能な限り回避
	飛騨信濃	①：開閉器本体取替	・重負荷期を避けて実施
北陸関西間		①：近接送電線改良工事に伴う保安停止 ②：電線張替工事	・重負荷期を避けた停止時期にて計画 ・他連系線との重複停止を回避
関西中国間		①：遮断器ほか取替工事	・重負荷期を避け、天候安定期に実施
中国四国間		①②：ケーブル張替ほか	・重負荷期を避け、天候安定期に実施
中国九州間		①②：送電線補修工事	・重負荷期を避け、天候安定期に実施

1 年間作業停止計画の調整・確認について

2 年間作業停止計画の調整・確認結果

(1) 広域調整対象作業停止計画

a 調整・確認状況

b 調整案に対する申出状況及び不調件名

c 主要作業件名

(2) 一般送配電事業者調整対象作業停止計画

a 調整・確認状況

b 不調の解決に向けた対応の依頼状況

(3) 調整・確認結果

- 一般送配電事業者調整対象作業停止計画については、送配電等業務指針第244条（作業停止計画の調整における考慮事項）の規定に基づき、一般送配電事業者が下表のとおり、各項目の内容を確認し、停止時期や期間、同調作業停止の調整を実施。
- 当機関は、その調整が完了していることを、各一般送配電事業者に確認した。
- その結果、以下の各項目について妥当なものと判断した。

送配電等業務指針に定める 考慮事項（第244条）	一般送配電事業者調整対象作業停止計画	
	一般送配電事業者確認結果	広域機関確認結果
1.公衆安全の確保	○	○ (次シート参考のとおり)
2.作業員の安全確保	○	
3.電力設備の保全	○	
4.作業停止期間中の供給信頼度	○	
5.作業停止期間中の調整力	○	
6.作業停止期間中の一般送配電事業者の供給 区域の供給力	○	
7.需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画にお ける需要家の操業計画	○	
8.発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避	○	
9.作業停止期間の短縮及び作業の効率化	○	
10.電気供給事業者間の公平性の確保	○	
11.複数の連系線の同時期の停止の回避	—	

- 本機関は、一般送配電事業者調整対象作業停止計画について、送配電等業務指針第244条（作業停止計画の調整における考慮事項）の規定に基づく調整が完了していることを、以下のとおり、最終案として2月12日に確認した。

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計
調整完了 件数	1108 件	1200 件	2725 件	2913 件	617 件	1121 件	959 件	932 件	2207 件	291 件	14073 件
調整未完了 件数※	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※原案等で提出された件名のうち調整が完了していない作業停止計画

- 一般送配電事業者調整対象作業停止計画について、一般送配電事業者から本機関へ不調の解決に向けた対応の依頼はなかった。

項目	件数
不調の解決に向けた対応の依頼	0 件

1 年間作業停止計画の調整・確認について

2 年間作業停止計画の調整・確認結果

(1) 広域調整対象作業停止計画

a 調整・確認状況

b 調整案に対する申出状況及び不調件名

c 主要作業件名

(2) 一般送配電事業者調整対象作業停止計画

a 調整・確認状況

b 不調の解決に向けた対応の依頼状況

(3) 調整・確認結果

- 広域機関が取りまとめ、確認、承認する年間作業停止計画について
 - ①送配電等業務指針244条の作業停止計画の調整における考慮事項に基づいていること（シート8、16）
 - ②広域調整対象作業停止計画の調整案に対し、発電計画提出者から再調整の申出がないこと（シート9）
 - ③一般送配電事業者調整対象作業停止計画について、不調がないこと（シート17、18）

上記、確認事項①～③を確認し妥当と判断したことから承認する